

## 環境審査顧問会火力部会

### 議事録

1. 日 時：平成25年8月26日（月）16：00～18：00

2. 場 所：経済産業省本館9階 9西8各共用会議室

3. 出席者

#### 【顧問】

市川部会長、安達顧問、岩瀬顧問、角湯顧問、河野顧問、島顧問、日野顧問、森川顧問、山本顧問、渡辺顧問

#### 【経済産業省】

磯部統括環境保全審査官、樫福環境審査班長、高取環境審査分析官、鈴木環境審査係

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

・新居浜北火力発電所建設計画

① 方法書の概要（補足説明資料含む）、意見の概要及び事業者の見解、愛媛県知事意見の説明

② 環境影響評価方法書に係る審査書（案）の説明

（2）その他

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価方法書の概要（補足説明資料含む）、意見の概要及び事業者の見解、愛媛県知事意見について、事務局から資料の説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）新居北浜火力発電所建設計画環境影響評価方法書に係る審査書（案）について、事務局から資料の説明を行った後、質疑応答を行った。

（5）閉会の辞

## 6. 質疑内容

### ・新居浜北火力発電所建設計画

＜環境影響評価方法書の概要（補足説明資料含む）、意見の概要及び事業者の見解、愛媛県知事意見についての説明＞

○顧問 どうもありがとうございました。それでは、住民からの意見と県知事意見は後に回しまして、まずは方法書と補足説明資料に関してご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○顧問 上層の観測ですが、煙突の高さが50メートルで、気象観測器はドップラーソーダを使うということなので、普通は煙突の高さ50メートルをメインにした観測をやるのですけれども、50メートルの高さだと、それより上層の有効煙突高度、つまり実際に煙が流れる高さの風向と違う場合もあるかもしれません。もちろんその違いを特別高層気象観測、季節別1週間の観測でチェックはするのですけれども、せっかくドップラーソーダでやるのですから、50メートルだけではなくて、もうちょっと上まで連続的に測っていただいた方がよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事業者 おっしゃるとおり、ドップラーソーダによります上層気象観測を実施いたします。観測装置の出力を最大にしまして、100メートルから200メートル程度までの観測値をとるようにいたします。

○顧問 ありがとうございます。

○顧問 方法書の204ページに低周波音の評価の方法が書かれていて、それに対応して今回の補足説明の10ページを作成していただいていることと思います。方法書では国で検討を行っている指針等を参考にすると書いてあるのですけれども、補足説明には「低周波問題対応の手引書」の中の参照値との整合を見ると書いてあるのですが、これは不適切です。

その理由ですが、平成20年に環境省から各都道府県の環境主管部に、手引書の参照値について不適切な扱いがあるのでやめてほしい、というのは、そもそも環境影響評価の保全目標として参照値を作ったものではありませんという旨について連絡を行っています。

一方、経済産業省の電力安全課環境審査班から平成24年の5月8日に風力発電関係で低周波音の評価についての見解が出ています。その中では、主として風力発電のことですけれども、平成12年に環境庁から出ている「低周波音の測定マニュアル」を使ってこれまでは火力関係の低周波音の審査を滞りなくやってきたという記述があるのです。

低周波音については、統一された基準値や保全目標値は存在しませんので、基本的には回避、低減ということになるのですけれども、住民の方は非常に心配されるので、何らかの評価をしないとイケない。今申しました測定マニュアルの中には参考資料が入っていて、そこには環境省が調べた低周波音の影響に関する知見をまとめた項目が載っています。ですので、それを参考にして評価をしていただければいいと思います。先ほど申しました環境省の通知、経済産業省の見解はコピーを持っていますので、もしよければ経済産業省を通じて後でお渡ししたいと思います。

○経産省 後ほど先生からその資料をいただければと思います。事業者と情報の共有をさせていただきたいと思います。

○顧問 経済産業省から事業者を指導していただくということをお願いします。

○経産省 はい。

○顧問 事業者もそれでいいですね。

○事業者 はい。

○顧問 補足説明資料の24ページ、冷排水についてです。例えば記述で1の5行目ですが、冷排水の影響評価手法は十分確立されていないと言いながら、冷排水の範囲は右側にも書かれています。これは、範囲としては予測する手法は確立されておりますので、この書き方は不適當かと思えます。

冷排水の簡易予測の報告書に基づき拡散範囲を240メートルと算出されておりますけれども、25ページの赤い概略拡散範囲はどう見たらいいのですか。放水口はどこにあるのですか。現地に行かなかったから分からないですけれども。

例えば24ページの一番最後に冷排水が長時間にわたって滞留することはないと書かれていますけれども、この範囲は存在するわけだから、ある意味では240メートルの範囲はずっとマイナス1℃ぐらいの範囲になっているわけです。このあたりで海生生物の調査をされますので、環境影響評価項目の1つとしてとり上げた方がいいのではないかと思います。

○顧問 冷排水の環境影響評価手法は十分確立されていない、この文章は手引などから持ってきたのですか。

○事業者 手引には書いておりません。

○顧問 25ページの図の赤い半円はどこが放水口ですか。

○事業者 放水口については、黒い点線がございますが、どこにするということはまだ事業計画として確定しておりません。ということで、仮に赤い円の中心に放水口が来た場合に

は、この範囲に拡散するという記載でございます。

○顧問 評価項目として選定してはどうかというご意見ですけれども、どう対応されますか。

○事業者 このところは、我々が拡散範囲について検討した上で、準備書というよりも準備書の補足で自主的にやりましたということの補足させていただければと思っています。

○顧問 準備書で書くのではなくて、準備書の補足説明資料として説明したいということですか。

○顧問 どう違うのですか。準備書の中に入れてたくないということですか。実際にここでやられていることを準備書に入れたら悪いのですか。

○事業者 入れたくないといいますが、これまでいろいろなアセスをいろいろなところでされている中で、多分例がないのでしょうかけれども、冷排水についての影響評価をした事例を我々は存じ上げておりませんで、そういう意味では…

○顧問 あります。今までLNG火力はたくさんやっていて、ここに書かれているように、LNGの冷却水の拡散範囲としてマイナス1℃の範囲はこの程度というのは予測しております。手法がないということではなくて、手法としてあるわけです。200メートルが大きい小さいかは別ですけれども、その範囲で実際に海生生物の観測をされるわけですね。一応準備書の中にこれぐらいの範囲で影響は小さいとか書かれる分には構わないですけれども、準備書に入れたら不都合なところがあるのですか。

○事業者 分かりました。準備書の中で評価させていただきます。

○顧問 補足説明資料の緑化計画についてでございますが、現時点で設備の詳細設計が未確定のため、環境影響評価準備書までに明らかにしますということですが、これだと補足説明資料としては準備書まで待つということですか。発電所の緑化計画として、どんな性格の緑、どんな役割を担う緑をどのように配置していくかということは、方法書の段階として示す必要があるのではないかと思うのです。

方法書の段階のものがより具体的な内容を持つものとして準備書で展開されると思いますので、方法書の段階としてもやはり具体的に示してほしいと思います。いろいろお考えをお持ちだと思いますので、是非その辺の記述をお願いしたいと思います。

○顧問 事業者さん、いかがですか。方法書は既に全てできているので、加えることはできないと思うのですが、どういう方針かを答えていただければと思います。

○事業者 今ご指摘のあったところについては、正直今のところ決まっておりません。こ

の中で緑地計画につきまして、我々が記載させていただいていますのは、まず我々の敷地内の中で緑地は5%をきちんと確保しましょうということは考えております。その上で、内容につきましては準備書までの間に決定するというところで、是非ご理解いただきたいと思えます。

○顧問 事業者としてこういうところに配慮してやりたいなどの話をされればいいと思うのです。現状ではそれ以上言えないということですので。

○事業者 設備ができますところが現地調査していただきましたような中ですので、その中でどういう役割を緑地として果たせるかというのは、今から我々が着手します。会社とも協議しまして、その役割を担ったところで緑地を進めるということで、もう少し時間をいただけたらと思います。

○顧問 やむを得ないと言うより言いようがないですね。

○顧問 準備書ですばらしいものが出てくることを期待します。

○顧問 関連しますけれども、この事業は新設です。そのときに工場立地法の緑地面積の取り扱い、5%という目標値がどの時点で適用されるのでしょうか。新設ということになると、例えば新設する場所に対して20%とはならないのでしょうか。その辺の解釈は事務方とご相談願いたいと思うのです。

要するに、住友化学全体のエリアの中で、既にそこが確保されているから、そこは確保された時点での条例で5%、あるいは法律で何%かを適用して、それがずっと未来永劫的に適用されていくのか。アセスとして、ここが新設事業であり、対象事業区域が非常に小さいけれども、それに対して20%を適用するのか。その辺は整理していただけないでしょうか。

○顧問 経済産業省では何かご存じですか。

○経産省 この件は補足説明資料にも書いてあるとおり、所管当局は新居浜市で、事業者は新居浜市と今後相談を進めていくという予定でしょうか。

○事業者 今のところ、新居浜市の市準則によりますと、新設の場合、5%以上ということになっておりますので、今後、それらについては新居浜市と協議を進めたいと思えます。

○顧問 住友化学さんの中に発電所の事業地ができるということですので、従来と違って複雑なのですけれども。

○経産省 経済産業省の担当部署もありますので、必要に応じて我々も話を聞き、必要ならばまた調整したいと思っています。ありがとうございます。

○顧問 補足説明資料の11番まで議論したので、12番ですが、フロー図があって、予測評

価をする事業計画に基づき好適性ランクごとの影響を定量的に予測し、好適生息環境区分図を作成するというフロー図になっています。

大きく右側の列と左側の列と2通りあります。これで、好適生息環境区分図を作成することになると、このプロセスは具体的にどのようにやるのか、好適生息環境区分図を定量的にどのように作成するのかが分かりません。流れは分かりますけれども、採餌環境と行動環境という別々の指数が出てきて、それから好適生息環境区分図を作成することですね。例えば片方が1、片方が0.5という数字になり、平均化するという形で好適区分図を作っていくようではありますけれども、それで最終的に定量評価をどのように行うのかが分からないのです。フロー図ではその辺の説明が抜けているので、好適環境区分図を作って、それを指数で定量化する、何らかの形の数値を出して、それを使って定量的に評価しようというのには分かりますけれども、このように2つの違う列があって、性質の違うものを算出したときに、その指数を最終的にどのように判断するのでしょうか。

これは、先の火力部会、風力の部会でも同じことを言っていますけれども、好適環境区分図を作って予測することはいいのですが、最終的に定量的評価をするときに、クリティカルなレベルはどのように評価されるのかが分からないのです。確かに植生区分図で平均的な数字は出てくると思われますが、果たしてそれが適切かどうかということになると、具体的な根拠を示していただかないと判断が難しいのではないかと思います。方法書の段階ですから、準備書の段階で今のような議論を繰り返すことにならないように、よく検討していただきたいというお願いでございます。

○顧問 今お答えできますか。

○事業者 明確に答えることはできません。今ご指摘のありました好適生息環境区分図の作成のところは、準備書では方法について検討を加えて明らかにさせていただきます。

○顧問 準備書の段階で議論していただくということをお願いしたい。

○顧問 毎回、方法書、準備書で住民の意見で必ず二酸化炭素の原単位と総排出量の質問があって、いつでもこれで住民の方のフラストレーションがたまる答えばかりになっているのです。方法書の234ページにある評価手法なのですけれども、いまだかつてこれをやったことがないと思うのです。稼働に伴って排出原単位が幾らになって、環境に十分低減されるという表現になっているのですが、評価の手法に二酸化炭素排出の環境影響とあるのです。しかし、今まで排出量の環境影響の評価はやったことがないと思うのです。排出量の原単位の評価はやっていますけれども、それが実行可能な範囲は具体的にどういう方法があるのか。

これはあり得ないと思うのです。

だから、このように書かれて、それで準備書でどうしたのですかと質問されるので、こう書くと困るのではないか。環境影響を実行可能な範囲で回避、低減としているが、環境影響はどう評価したのか。環境保全についての配慮も環境影響評価をやらなければ検討できない。機械の稼働から計算し排出量原単位等を記載するのは結構ですけれども、環境影響評価と方法書で書くのはまずいと思うのです。準備書では、必ず整合性がつかなくなると思うのです。

○顧問 ごもったもな指摘ですけれども、これはずっとこういう形で記述してきたと思います。

○顧問 どこかで直さないと。

○顧問 今回のCO<sub>2</sub>の環境評価とか、アセスメント分野特有の型にはまった表現を使っているところがあるのです。事業者は、そう書かないと審査が通らないので、そう書かれていますと思うのです。

○顧問 この表現はまずいでしょう。

○顧問 ここは、事業者というよりは、むしろ指導する立場の経済産業省とか環境省が適切な文章を示されるのがいいと思うのです。

○顧問 CO<sub>2</sub>の質問に対して、答えになっていないわけです。これは毎度なのです。要するに、総排出量に対する見解はいつもなくて、原単位で答えざるを得ない。これは今までの流れで、そこは許容できるとして、この方法書はいかがかなと思うのです。

○経産省 この表現を見ますと確かに先生ご指摘の問題はあるようです。この場で今後どうするかは明確にお答えしかねるのですが、事務局も含めた今後の課題として認識して、少し時間をいただき検討して、この場などで対応について説明をさせていただきたいと思いません。ありがとうございます。

○経産省 事業者は、発電所アセス省令の参考手法を勘案して調査・予測・評価の手法を選定し、方法書にこの様に記載したのだと思います。ご承知のとおり、火力発電所のCO<sub>2</sub>の取扱いについては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」を踏まえ、実行可能な範囲内で環境影響の低減に努めているかについては、いわゆるBATを採用しているかにより、また、国の計画等と整合性を持っているかについては、国の温暖化対策計画・目標を整合する形で構築される電力業界全体の枠組みに参画し、CO<sub>2</sub>排出削減に取り組むこととしているかにより判断することとなりましたので、実際はこれで準備書段階で評価していくこととなります。

このような運用の変更もございますので、方法書の当該欄の記載方法については、今後検討していきたいと思っております。

○顧問 先生が一番強く言われているのは、二酸化炭素に係る環境影響のところですね。実行可能な範囲で対応するというのは、今年4月25日の環境省さんと経産省が出された火力入札の局長級会議の取りまとめに基づくことを示すことで構わないし、原単位で出されて、これだけ頑張っていますということで構わないのです。けれども、環境影響まで言及すると、CO<sub>2</sub>の環境影響は簡単には出ないでしょうということをやられていると思うのです。

○顧問 IPCCにチャレンジするなら結構ですけども、このままの表現ではそういうオーダーになってしまうのです。

○顧問 今のアセスメントの手続はこのように書けと求めているのだと思うのです。そこは、環境省さんなどと相談されて、余り勇み足的な表現をされないような工夫が必要かと思っております。これは、今回の事業者だけではありませんので、全てに共通するところなので、経済産業省に対応をお願いしたいと思います。

ほかに。——私からお聞きしたいのですが、燃料に副生ガス（水素）を使われ、最後に出てきたのが、CO<sub>2</sub>の原単位で0.3キログラムという値です。これは、普通のLNGのコンバインドサイクルより小さな値になっていますが、水素を使っているからということですか。

○事業者 コージェネ、蒸気を利用です。

○顧問 電気を起こすのに0.3で済むということですか。

○事業者 はい。蒸気分はそこに書いていますように、電気と蒸気の配分、熱量割合で燃料を割り振っていますので、そういう意味では相対的に電気の分が減ってくる。蒸気側が持ちますので。

○顧問 そうということですか。水素が排熱回収ボイラのところで使われるということですね。

○事業者 そうです。

○顧問 方法書の12ページの騒音のところ、いろいろ騒音が発生する記述があつて、屋内配置、低騒音型の機器の採用等と書いてあるのですけれども、屋内に配置できないものからの騒音対策がなかなか難しそうかなと感想を持っているのです。具体的に言いますと、屋内配置と低騒音型の区分は、リストの中でどのように行おうと考えられているのか教えてくださいいただけますでしょうか。

○事業者 基本的には低騒音型の機器を採用というのを全てで考えています。屋内配置に

については、特に今のところ明らかに決定しているものはありません。

○顧問　そろそろよろしいでしょうか。それでは、先ほども質問があったのですが、県知事意見と住民からの意見について、何かございましたらお願いします。前回の火力部会で知事意見についてももう少し丁寧に議論しなさいという意見も出ていましたので、先生方からご意見等をいただきたいと思います。

知事意見ですが、大気に関しては、知事意見に書かれてある煙突50メートルとかダウンウォッシュ、フュミゲーションについては、今回、補足説明資料で回答されていますので、これで特に問題ないと思います。ほかの分野の先生方、何かあれば。

○顧問　資料2-4の意見への見解の最後の部分ですが、当社全体の排出量が将来の需要により増減します、これは答えになっていないのです。今まで総排出量については、たしかこれが新設でCO<sub>2</sub>がどれだけになってと素直に書いていたはずですが、ここではしようがないかもしれませんけれども、先ほど私が答えになっていないというのは、この書き方は何でも当てはまるのですが、要するに景気によって当然変わるからということなのではないかと思いますが、書き方が冷たいかなと思います。見解としては、やはりもう少し丁寧にお答えするべきではなかったかと思います。今さらということがありますが、当社全体の排出量は分かっているはずなので、原単位も書いてあるのだったら、その答えをこれから書くように努力した方がいいかなと思います。現状ではもう無理かもしれませんが。

○顧問　知事意見の動植物のところ、オオタカの記載が出ています。5の(1)のぼつ2、事業実施区域南側の丘陵地にオオタカが生息している可能性があることということです。方法書の概況を見ると、事前調査では確認されていないということになっているのですが、動植物の調査をされるときに、重要種として調査範囲を広げて調査をすることになっていますので、確認される可能性もあります。したがって、オオタカが確認されたときは、重要種対応で知事意見に対応できるように、今のところ説明にはないのですが、調査をしっかりやられたらよろしいかと思います。

○事業者　現段階では、記載のとおり、対象実施区域及びその周辺において、オオタカがいるという情報については確認しておりませんが、方法書に示しました生態系、上位性生息状況調査地点におきまして定点観測調査を行いますので、ミサゴ、オオタカ及びハヤブサの生息状況については、きちんと把握するというにいたします。

○顧問　景観などはよろしいですか。先ほどCO<sub>2</sub>の話が出ましたが、住民意見に対する見解の窒素酸化物の件なのですが、要するに作ったら増えるというのは仕方がないこ

となので、最後の3行は要らなかったのではないかと思います。要するに作るから出るのは仕方がないけど、事業者なりに最大限きちんと努力していますということを示せばいいのではないかと思います。

○顧問 最後の3行は要らないですね。

○顧問 事業者として、環境保全をきちんとやっていますまででよかったのではないかと思います。

○顧問 よろしいでしょうか。

#### <環境影響評価方法書に係る審査書(案)についての説明>

○顧問 どうもありがとうございました。只今の審査書案について、ご意見、ご質問等お願いいたします。

○顧問 細かいことですが、2点お願いします。

まず、6ページの微小粒子状物質のところですが、これは1局でしか測定が行われていないのですが、環境基準の適合状況として適合していないという記載がございます。ほかの大気汚染物質については、長期的評価、短期的評価について適合されているかどうかの記載がありますから、ここもそれに合わせた記載にするべきではないかと思います。

もう一点ですが、7ページの騒音についてです。騒音の状況が平成22年度には愛媛県の測定結果、平成23年度は新居浜市の測定結果ということで、県が実施したか、市が実施したかによって評価している年度が異なっているようです。方法書の記載がそうなっているわけですが、これはそれぞれ最新の公表データが使われたためかもしれませんが、それらを合わせた状態で環境基準の適合状況の評価するのは適切ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○経産省 1点目の微小粒子状物質の短期、長期としての評価も書くべきだというのは、基本的には方法書を引用して、審査書を作成するという作成方針をとっているため、現時点の環境基準の修正は難しいかと思います。

○顧問 事業者に聞いた方がいいのですけれども、出典が環境省報道発表資料とありますが、これは何ですか。

○顧問 報道発表というよりは、環境省による全国の大気汚染状況の公表だと思います。ですから、これには日平均の98%値は当然出ていると思います。

○顧問　今回は修正できないかもしれないのですけれども、これから恐らくPM2.5の話はいろいろデータも出てきますので、長期的、短期的、両方とも多分書けるわけですね。

○顧問　発表はされているはずですが。環境省の発表として、長期、短期それぞれ達成しているかどうかというのは出されていると思いますから。事業者の方で確認していただきたい。

○経産省　騒音の環境基準の達成状況についての県と市、また年度のデータのばらつきですが、もし事業者の方でこの違いについて、お手元で分かるものがあればお答えいただければと思うのですが。

○事業者　方法書35、36ページに記載してありますとおり、愛媛県は平成23年版愛媛県環境白書から記載しておりますけれども、この時点で24年版が出ていなかったと。一方で、新居浜市については36ページ、新居浜市の環境測定結果ということでホームページに出ておりましたので、それから作成しておりますので、年度が違ってきます。一番最新のものを記載させていただいたところですが。

○顧問　ということですが。

○顧問　最新のデータを記載されたという理由は分かるのですけれども、適合状況の記載としては、年度を分けて書く方がいいのではないかと思います。

○経産省　先生ご指摘の年度の点に関しては、修正をさせていただきたいと思います。

○顧問　細かいことですが、10ページから13ページの生態系、陸の動植物なのですが、書き方が一般状況の方は既存資料に加えて云々、対象地域は東第二方法書の事前調査結果によると書いてあるのですが、片方の対象地域はきちんと出典を書かれているので、脚注なり小さくてもいいから、既存資料もやはり載せるべきではないかと思います。これは3.1.5の動物の生息状況がずっとそうで、それから12ページの植物の生育状況も同様なので、既存資料を載せるべきではないかと思うのですが、検討してください。

それから、気になるのは、14ページの3.2.1の(1)人口の状況で平成22年の人口が書いてあるのですが、ちょっと古いデータなので、もう少し新しいデータがないのかなと思うのです。また、平成17年の人口と比較すると書いてあるのですが、17年と比較する理由はないはずなので、要らないのではないかと思います。

(2)産業の状況以下、年度がずっと抜けていると思うので、これは年度を横並びで記入してほしい。土地利用状況も年度が入っていないので、これはそろえていただきたい。

○経産省　いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。既存資料は確認の上、入れられるものは入れる方向で検討させていただきます。

○顧問 恐らく資料の数が多いからでしょう。

○顧問 脚注などできちんと入れるべきだと思うのです。

○経産省 検討させていただきたいと思います。

○顧問 平成22年の人口のデータは、このままでいいですが、17年と比較するというのはい意味がない。

○経産省 とる方向で検討させていただきます。産業と土地利用の年度に抜けがあるという点に関しても、確認の上入れさせていただきたいと思います。

○経産省 ほかに。どうぞ。

○顧問 先ほどの冷排水ですけれども、18ページの参考項目以外で選定している項目の中に入れていただければと思います。水環境で、その他として冷排水になるかと思うのですが、その前のページに関して、今までほとんど温排水だったのですが、最近、結構冷却塔が増えてきましたので、参考項目の書き方を少し修正しないといけない。大気の場合は一応その他の項目に入っているのですけれども、水環境は冷排水も含めてさまざまな項目が出てきたときの書き方を少し修正した方がいいのかと前から思っていたので、検討していただければと思います。

○経産省 参考項目の表については、中期的な課題として事務局で検討をさせていただきたいと思います。

○顧問 今の意見は、18ページに新たにつけ加えるというご意見ですね。

○経産省 18ページの5の項目の冷排水の追加についても、事務局で修正させていただきたいと思います。

○顧問 前回の火力部会の際には、冷却塔の排熱については審査書に追加されなかったのです。それは、事業者が、やりますとお答えされたからです。審査書で指摘するのは、それなりに重要な方針だったと思うのですけれども、そこはいかがですか。

○経産省 おっしゃるとおりでありまして、大臣勧告というのは非常に重いものでありますから、重要なものに対して行い、事業者が火力部会でやりますと明言されたものであれば、特に大臣勧告という形でやる必要はないと考えます。

○顧問 前回の高砂のときの排熱の拡散についても審査書では指摘しなかった。大臣勧告としては、かなり重要な点を指摘するということですね。

○経産省 補足説明資料で調査地点を追加しますとか、予測方法の変更については、特に大臣勧告という形でやりませんで、補足説明資料で確実に事業者がこういうことでやります

ということを明言していますから、そこまでは大臣勧告にはしないということでもあります。

○顧問　ほかに何か。

○顧問　今言っているのは、参考項目以外で選定している項目について、5の項目に書けばいいのではないかということです。審査結果では、要するに事業者が実施するので妥当であると書くべきということ。

○顧問　それは経済産業省の方針なのですから。

○顧問　審査書の5に入れることはいいのではないか。

○経産省　先生は、18ページの5の項目の中に入れるべきだということで、大臣勧告として入れるということではないですね。事業者がこの場で項目として追加されるということを表示されているので、それを踏まえて審査書の5に項目として追加すべきだということですね。

○顧問　従来はここに②があり、方法書でも言っていないし、火力部会でも言っていないことに対して、②として指摘するわけです。だけれども、今回は既に事業者がやると言っているわけだから、②としては指摘しないでよくて…

○経産省　①として書いた方が適切ではないかということですね。

○顧問　①ということ。

○経産省　こういうケースはレアケースなので、これまでの書き方を改めて確認した上で、別途相談させていただければと思います。

○顧問　前回の高砂や真岡と同じケースだと思うので、整合性もとられて、経済産業省の方で整理してください。

○経産省　書き方をどうするか整理した上で、別途ご相談させていただきたいと思います。

○顧問　今ごろの指摘で大変申しわけないのですが、準備書を書くときに追加情報を出してもらえばいいのではないかと思うのですが、審査書について事務局が説明したときに、大気汚染の苦情の件数が新居浜市88件、西条市ゼロ件ということで、88件というのは方法書の本体を見ても中身が分からないのです。準備書でも同じ情報を書くことになると思っていますので、できれば、どういう苦情が88件あるのかということが分かるように検討いただければと思います。審査書は方法書を転記しているのではないと思いますが。

それから、先ほど指摘があった3.1.5以下の動植物の資料の書きぶりですが、これも今ごろ気がついて申しわけないのですが、実は3.1.5の動植物のところ、特に陸上のものについては、新居浜東第二の方法書の事前調査結果を整理しているのですが、隣のページの海域の

動物の状況では、平成17年の西火力の評価書を使っています。ということは、西火力の評価書にも動植物の話が出ているのではないのでしょうか。どうして使われていないのかということですが、今ごろこういうことを言って申しわけないのですが、方法書を基にした審査書はこれで良いと思うのですが、準備書の段階でデータをもう一回見直していただいて、ちょうど中間に位置しますので、両サイドのデータを踏まえて現況の書きぶりを整理していただきたいというお願いです。

○経産省 次回、事業者ともども注意しながら書くようにしたいと思います。

○事業者 言いわけをさせていただきますと、西火力の3号機は評価書までやってしまいましたが、東第二については、方法書の事前調査でやめましたので、それ以降はやっていません。海の方は第二の方法書ではやっていないのです。新しい情報をできるだけこの方法書の中に入れてたいという趣旨で使い分けています。

○顧問 読む方からすると現状では読み取れないのです。そういう状況があるのは分かりましたので、準備書の段階でそれが分かるように記載を工夫していただきたいと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 よろしいでしょうか。——それでは、只今の意見をもとに、審査書案を修正して、確定してください。

これで今日の予定されていた議題は終わりです。事務局から何かあればお願いします。

○経産省 活発なご議論、ありがとうございます。本日のご議論を踏まえまして、審査を進めまして、速やかな大臣勧告を、勧告がなければ確定通知を行うこととなります。

手元の審査案件の火力部会でのご審議は今回で終了でございます。当面は9月10、11日の竹原火力の現地調査を予定しておりますので、ご参加をよろしくお願いいたします。

本日の火力部会は、以上で終わりとさせていただきます。